
平成28年 第4回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成28年6月20日(月曜日)

議事日程(第4号)

平成28年6月20日 午前11時10分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第60号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第4 議案第61号 平成28年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第62号 南部町いじめ問題調査委員会設置条例の制定について
- 日程第6 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 陳情第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情
- 日程第8 陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書
- 日程第9 陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第10 陳情第4号 地元企業の優先発注に関する陳情書
(追加議案)
- 日程第11 発議案第7号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書
- 日程第12 発議案第8号 保育士等の処遇改善のさらなる充実を求める意見書
- 日程第13 発議案第9号 精神障がい者に対する公共交通機関の交通運賃割引の適用を求める意見書
- 日程第14 発議案第10号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
- 日程第15 発議案第11号 地元企業の優先発注に関する意見書
- 日程第16 議員派遣
- 日程第17 議長発議第7号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第18 議長発議第8号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第19 議長発議第9号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第60号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第4 議案第61号 平成28年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第62号 南部町いじめ問題調査委員会設置条例の制定について
- 日程第6 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第7 陳情第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情
- 日程第8 陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書
- 日程第9 陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第10 陳情第4号 地元企業の優先発注に関する陳情書
(追加議案)
- 日程第11 発議案第7号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書
- 日程第12 発議案第8号 保育士等の処遇改善のさらなる充実を求める意見書
- 日程第13 発議案第9号 精神障がい者に対する公共交通機関の交通運賃割引の適用を求める意見書
- 日程第14 発議案第10号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
- 日程第15 発議案第11号 地元企業の優先発注に関する意見書
- 日程第16 議員派遣
- 日程第17 議長発議第7号 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第18 議長発議第8号 閉会中の継続調査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第19 議長発議第9号 閉会中の継続調査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

出席議員（13名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 白 川 立 真君 | 2 番 三 鴨 義 文君 |
| 3 番 米 澤 睦 雄君 | 4 番 板 井 隆君 |
| 5 番 植 田 均君 | 6 番 景 山 浩君 |

7番 杉谷早苗君
9番 細田元教君
12番 亀尾共三君
14番 秦伊知郎君

8番 青砥日出夫君
11番 井田章雄君
13番 真壁容子君

欠席議員（1名）

10番 石上良夫君

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	岩田典弘君	書記	杉谷元宏君
		書記	小林公葉君
		書記	田中優美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	松田繁君
教育長	永江多輝夫君	総務課長	唯清視君
行財政改革推進室長	三輪祐子君	企画政策課長	大塚壮君
防災監	種茂美君	税務課長	伊藤真君
町民生活課長	山根修子君	教育次長	板持照明君
総務・学校教育課長	見世直樹君	病院事務部長	中前三紀夫君
健康福祉課長	山口俊司君	福祉事務所長	岡田光政君
建設課長	芝田卓巳君	上下水道課長	仲田磨理子君
産業課長	頼田泰史君	監査委員	仲田和男君

午前11時10分開議

○議長（秦伊知郎君） ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

1番、白川立真君、2番、三鴨義文君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第60号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第60号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第60号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

内容は、5月4日発生した強風による法勝寺川土手桜の木の倒木が原因の2件の車両被害について、和解及び損害賠償を行うものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第60号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第4 議案第61号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第61号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第61号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第1号）。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,111万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,611万円とするもので、主な事業は生涯活躍のまち推進プロジェクトSTAGE1、コミュニティ助成事業、えぶろん施設管理事業などであります。

表決の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

反対意見でございますが、新規の生涯活躍のまち推進事業の1,633万3,000円の計上及びCCRC計画で活性化するか疑問。活性化創生であれば、現在住む人を大事にすべきではないか。

賛成意見でございますが、どの案件も住民福祉のために必要なものであり、賛成する。生涯活躍のまち推進事業は、本町で取り組みを進める情報を発信するものであり、ぜひ進めてもらいたい。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第61号に反対の立場で討論いたします。

この一般会計補正予算の中で、生涯活躍のまち推進プロジェクト事業は、南部町版CCRCを含めた全体の事業と考えます。南部町の地方創生の計画の主な部分を占めています。5年間で約4億6,000万円が投入されるうちの半分は、町の一般財源が使われるものであります。この生涯活躍のまち推進プロジェクトの計画には、サービスつき高齢者向け住宅の集合住宅併用型を想定と計画の中に記載されております。このことは、私の今回の一般質問に対する町長の答弁と食い違うのではないのでしょうか。改めて説明の機会を持つべきことを指摘いたします。

そして、人口減少問題をきっかけに始まった地方創生は、町に若者が定住できる条件整備することこそ町民が望んでいることではないでしょうか。このようにいろいろな矛盾が出てくる背景には、この町を町民と一緒にどうしたいのか徹底的に議論し、意見を出し合わなければ解決しないと思います。地方自治、住民自治の力を信頼するリーダーが求められていることを述べ、反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この一般会計には賛成いたします。

今、反対理由は、生涯活躍、要は南部町版C C R Cの取り組み、またああいうことが主なんです。この今回の提案理由は、都会から、特に東京とか首都圏、京阪神、山陽地区を想定しておられますが、人に来てもらうためには南部町のいいところをポスターとか動画とかいうのをいろいろして宣伝をしようと、そういう案件でございまして、1,600万、そこにはお試し住宅の法勝寺にあれつくって、飲食スペース等つくって交流をしましょうという案件の分でございます。

これに対して反対のことをる言われましたけれども、このC C R C構想というのはもともとアメリカで発展して、日本版C C R Cというのがございまして、これが今、植田議員が言われましたサ高住、高齢者住宅等を中心として東京とか大都会で本当にそういう施設がなくて困っておられるんですけど、元気なときからこっちに来ていただきましょうというサービスや、高齢者住宅等をつくって呼び込むというのが日本版C C R Cの大きな基本でございましたが、鳥取県西部、また鳥取県全体でもサービス高齢者住宅、サ高住と言いますけど、そんなんはたくさんありますし、まだあいていますけども、それちょっと合わんじゃねえかということで南部町版C C R Cというのを提案して、これが全国のモデルになった経過がございまして、そのサ高住とか云々はやってやれないことはないです。

全国でもやっておられるのは、Share金沢、ゆいま〜る那須とかいろいろありますけども、そんなのはまたちょっと違うな、我が町に合わないなということで南部町版C C R C、それをするためにポスター等をつくって東京駅、銀座方面、また東京駅等にチラシを出して、また動画配信をして、また八重洲にそういうスペースがございまして、そういうところで南部町をPRして来ていただきましょうという案件でございまして、今言われましたサ高住とかああいう云々はやってやれないことはないですけど、ちょっと合わないことで南部町版C C R C、そのためにはポスターつくって売るといふ案件でございまして、またこれはそういうことで大事な予算ではないかと思っておりますし、この補正予算の中には農業関係で、新規事業でおもしろいのがありまして、

稲作を転換して柿とか畑作とか、そういうことでまただんだんと予算もついておりまして、大事な補正予算ではないかと思って賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の討論ありますか。

反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の28年度の6月議会の補正予算には反対です。

先ほど植田議員も述べたのですが、今回の補正予算3,111万円のうち1,633万、約半分以上が今回、私たちがちょっと問題があるのではないかという生涯活躍のまち推進プロジェクトSTAGE1、これに使われるわけなんです。財源は半分の816万6,000円が地方創生推進交付金であとは一般財源。この一般財源は、半分は地方交付税、普通交付税、半分は特交で後ほど来ると言ってるが、多くの職員も御存じのように本当に来るかどうかはわからない仕組みになっているという点です。

私は、今回ちょっと驚いたのは、まず、生涯活躍のまち推進プロジェクトSTAGE1に取り組んでいくに当たっては5年間の計画ないしは3年間、地方創生推進交付金を申請するに当たってはその計画を立てないといけない、立ててその申請が合致しているからいいですよと。特にうちの町は5年間で4億幾らお金をもらっていきこうということは、いわゆる先駆型ですね、先駆型ということにそれを認めてもらわないといけないと。ほぼ大丈夫ではないかと言うが、これは9月にならないとわからない。内閣府に行って打ち合わせをしているということは聞いたんですけども、国が示している先駆型を申請受けれますよという点から見たら、地域間連携の1つが足りないの明白ですよ。この中、いただいた資料の中にもできない。もし、今のままで国が示している原則どおりのとおりでいけば、地域間連携の分についての評価はないままでできるというのは、私は国が何らかの細工をして南部町に先駆型を採用するのだろうかというふうになんて不安と疑いを持って見てというのが現状なんです。国の資料、そう書いてありますからね。

ところが、町はそれをもらえるということで5年間の計画を出していて、今回議会でも出させていただきました。先ほど細田元教議員がうちはサービス高齢者住宅等ではなくて、建設、一般のCCRCの日本型ではなくて、空き家をするんだということを町長、何回もお示ししてこられたんですよ。

ところが、私たちがいただいた資料の中には来年度、29年度からサービスつき高齢者住宅等の検討を始めて、総額5年間で4,000万円のお金をこれに使うことになっているわけなんです。もう2年目になったらどうするかというと、このために法人を設立するか、法人を勧誘し

てくると書いてある。恐らくこの4,000万というのは運営の補助金等になるんかと思うんですけども、これは全く町長の説明と違っている。町長の説明と違っているが、国が示している日本型のCCRCには合っている内容ですよ。とすれば、今回立ち上げたまちづくり会社を家賃の収入を半分を得て運営していくわけですよ。受け入れる方を空き家を使って家賃の収入でいくんだと言うんですけど、片や町はサービスつきの高齢者住宅を導入しようとしてきている。これは作文だというふうにもしかしたら次の方は言うかもしれませんが、作文だと言いながらも28年度そっくりこのままの予算が計上されてきてるわけですよ。本当に作文というのであれば国に問いたださないといけない。

それだけではありません。総額4億6,000万の中にはあとどういうものが出てくるかという、遊漁施設で4,600万、2,000万をかけて何かの施設をつくる。それから、これは賀野地区にサテライト拠点施設をつくるというので4,100万、これも半分が施設費用なんですよ。私は、地域に公費を使って地域が求める施設をつくっていくことは賛成ですが、もしこのことをするのであれば、これは明らかに国の言っている小さな拠点の動きの一つです。小さな拠点というのは、最終的には国が目指しているのは1カ所に公共施設、学校等も持っていくということになれば、これを賀野地区に想定したとすれば賀野地区には二小問題、抱えているわけです。このことを何ら説明もなく、こういうものがあるので交付金をもらってしようかということになれば、その趣旨に合わないといけなくなれば、私は説明が要るんだと、まず第一に。こういうふうに町は考えて、こういう意味の交付金を使うのだという説明が要ると思いませんか。それなしに小刻み的に平成28年度のプロジェクトSTAGE1、出してきてるというのが今回の予算の内容ではないでしょうか。

そういう点から見たら、私は、町長が言ってるCCRC計画とも違ってくるし、この説明が再度必要だということをおかさないといけない。中身は、5年間で海外青年協力隊受け入れが1億2,000万円を超えてくる。この半分は普通、町のお金です。本来、こういうような国から来るからまず枠を全部使おうかというようなやり方ではなくて、これも税金の1つです。

一番の大もとは、国の言いなりどおりの計画をすればお金やるというところに乗っかっていくというところに一番大きな矛盾と役場のしんどさもあると思うのですが、この際、本来、100人委員会開いて住民の声を反映させていくというのであれば、国のおめがねにかなわないところも含めて地道な計画に立て直すことを求めたいと思います。

ちなみに、いわゆるサービスつき高齢者住宅というのはどこにあるのかなと思って100人委

員会の最終提案見たんですけど、それもないわけですね。一体、どこを向いて計画立てているのかということと言わざるを得ないという点です。

それと、お金の使い方もです。委員会でわかったのは、この間のまちづくり推進プロジェクトやまちづくり計画に対して、まちづくり会社に5,300万等の交付金ないしは委託金を出しています。そのお金の使い方です。

1つは、報酬の問題が上がってきました。事務局長の報酬が幾らかという点で本会議の一般質問でももめたのですが、委員会で出していただきました。移住定住で事務局長の金額321万9,000円プラス35万7,000円で、約359万ぐらいですね。予算では500万出しているわけです。当然、この差は500万ないしは100万を追加して600万の職員雇おうというふうにしたのは、プロじゃないとできないからといって説明されたそうです、3月議会で。ほかの議員が言っていました、そういうふうに説明され、当然なるのかと思ったら、その当時、2月に補正通しておきながら2月以降の採用時点で500万、600万使う内容では公募していなかったということもわかりました。ということは、町は一体、どういう基準でお金を出して、こういうことを許したら、ほかの課から見たらお金は、報酬は500万、600万出しておいて実際にはそれだけ使わないというようなことをまちづくり、NPOがやってるということになるわけですね。

それだけではなくて、つじつま合わせるためか、出された内容はそのあいたお金で臨時職員雇うことになっている。ということは、これは明らかに国から来るお金は目いっぱい使ってしまうんじゃないかという内容ではないでしょうか。そして、本当にこのようなやり方が地に足のついたまちづくりや人口増に貢献していると本気で考えているのかということをおは町に聞きたいと思うんですよ。国から来るといっても住民の貴重な税金です。国の言いなりになって今までまちがよくなったことあったでしょうか。(サイレン吹鳴)

○議長(秦 伊知郎君) 少し中断してください。簡潔によりしくお願いいたします。

○議員(13番 真壁 容子君) はい、もう終わります。

そういうことを言って、ぜひとも見直しをしていただきたいということを指摘して反対討論します。

なお、委員会での反対討論した際に、賛成議員の方からほかの内容もあるので、これは賛成すべきだという意見が出ました。なるほど、そういう考え方もあると思いますが、もしほかの内容もあるので賛成するという事になれば、議会は要らないと思うのです。なぜかという、出てきた予算というのは全部一括して来ますから、当然、地方自治体には進めないといけない義務的

な経費とか入っているから、それを反対しているのではないということくれぐれもつけ加え、今回の生涯活躍のまち推進プロジェクト S T A G E 1 については、今後の計画についても見直すべきだということで反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4 番、板井隆君。

○議員（4 番 板井 隆君） 4 番、板井隆です。私は、この議案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、私もこの問題とはいいますか反対のことは、今回の予算、生涯活躍のまち推進プロジェクト S T A G E 1、これに尽きるというふうに、これに対して討論していくというのが議員としての確かに務めだというふうに思います。

まず、今回の予算ですけれど、何かというと2月に予算が出された地方創生加速化交付金、これに対して今度は内閣府の地方創生推進室のほうから認められた町だけがこの創生推進交付金を受けることが、提出することができるという特殊な交付金です。誰でも出せるものではない、そしてなかったということをまずは知ってもらいたいと思います。

特にこの中で南部町が全国的にも注目されているのが南部町版 C C R C です。全国で見ますと、大体9市町村くらいだったかな、C C R C について手挙げをして認められてるところがあった、その少ない中の1つ、これがまず南部町である。そして、南部町独自の C C R C 構想をつくって、そしてその中のスキームの中でこの推進交付金が認められるだろう。確かに9月でないといけないというふうに執行部からありましたけれど、認められると私は信じています。

その内容の中を見ますと、まず内閣府が出されました交付金の取り扱いについてです。真壁議員が言われたように、これは先駆的なタイプというのが南部町に適用されてるんだと、内容を見て私も思いました。この支援の対象というのがあります。この対象という中に、先駆性のあるところについては、自立性と官民の協働、そして先ほど真壁議員からも出ました地域間の連携、そういったもろもろのものは対象として、そして審査をされるわけです。

確かに今の計画の中には地域間連携というものはありませんが、ただ、そのかわりとして2月に出された加速化交付金の中では、鳥取県西部移住促進加速化事業とか、そしてこれは観光面ですけれど、広域観光推進事業とか、こういった地域間との連携をもたらすような予算が既にこれは加速化交付金の中であるわけです。

そして、さっき真壁議員が言った遊漁のこととかそういったものも、この加速化交付金の中の研究費として視察とかそういった目的のもの、そしてサテライトの拠点プランもそうです。最初

に検討委員会をつくったりするための予算を既につけています。遊漁にしても先進地の視察で161万というものをつけて、もう既に視察も行って帰ってきておられます。そういった基礎があって次のものができてるんだと。一つ一つの予算ではなくて、特に地方創生に関しては積み重ねがあって今回の予算がついていると。そこが本当は一番大事で、町民の方にもわかってもらわなくちゃいけない部分じゃないでしょうか。

そして、これからの5年間の事業についてありました。ハードがあります。ハード事業についてもこの中には書いてあります。この交付金については、ハードは余り認められないというふうに確かに書いてはありますけれど、ただし必要に応じてハードも認めると。その必要性というのが高齢者住宅の部分でいけば、今、南部町が考えている各それぞれの地域に空き家を活用して、来て定住していただく、まずそれが基本です。それがどんどん加速化していけば、そういった施設も必要になってくる。将来的に伸びていくもの考えた5年間の計画を出しておられる。きょう、午後から説明を聞きますので、多分そういったようなことではないかなというふうに思います。もしそういったものができれば、それはどンドンどンドン南部町のCCRCが進んでいって、町外のたくさんの方が移住してきてもらっているという、それが実績ではないでしょうか。そのための将来的につくった予算であるということだと思います。

それから、人件費のことを言われました。私も一般質問させていただきました。人件費なんですけれど、500万の分け方というものを後で事務局長と、そして臨時職員を雇うという形で、私たちが聞いたときとは違う状況での予算が動いております。ただし、私が一般質問のときに課長は、局長の採用のことを話したときに予算のことまでの説明をしなかった。これは申しわけなかったということで、訂正といいますかおわびがありました。まだまだ新米の課長です。こういったことを経験して、議員が理解できるような、納得できるような、これから答弁をしてもらえというふうに思います。

そして、安い人を使って何を生み出すかといえ、今度は人件費に対しては、それに対して人だと思えます。私も一般質問のときに言いました。人がふえれば仕事を加速させる可能性も十分に考えられると思えます。与えられた人件費を、人をふやして加速化していく、そういった考え方に立ったやり方は決して間違いではないというふうに思います。そういった意味も含めて、今回この補正予算には賛成すべきということで討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。賛成、反対の御意見ございました。起立によって決したいと思えます。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第5 議案第62号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第62号、南部町いじめ問題調査委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

○予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田でございます。議案第62号、南部町いじめ問題調査委員会設置条例の制定について。

内容でございますが、いじめ問題に関する重大事態に対処し、事実関係を明確にする組織として設置するいじめ問題調査委員会の運営等に必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第62号、南部町いじめ問題調査委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第6 議案第63号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、井田章雄君。

- 予算決算常任委員会委員長（井田 章雄君） 予算決算常任委員長、井田です。議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について。

内容でございますが、本町の公の施設として設置されている9地区集会所、1直売所、1集落活性化施設、14地区農村公園について、各地区を指定管理者として指定するものです。

表決の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

- 議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第7 陳情第1号

- 議長（秦 伊知郎君） 日程第7、陳情第1号、TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情を議題といたします。

本件につきまして総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

- 総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 失礼しました。総務経済常任委員長、板井隆です。陳情第1号、TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情について、審査結果を報告いたします。

可否の結果は、陳情に対して賛成2、反対3の不採択となっております。

可否の理由を述べておきます。まず、賛成の理由ですが、このTPPは南部町には主に農業の部分が大きく影響する。中でも米など、また、これからの経済全体への影響が大変大きいと考えられる。南部町民にとって悪い影響が大きいことがあるので、反対といえますか、陳情に対して賛成ということでありました。

この陳情に対して反対の理由ですが、この陳情自体の提出されましたのが2月の時点でございます。今議会で審査をしたわけなんです、6月になって国会が終了している中で、このTPP協定につきましては継続審査ということになっております。今、この時点で陳情、意見書をあえて今出す必要がないのではないかということを理由に反対がございました。以上、報告とします。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、このTPP協定の国会批准をしないことを求める意見書を採択すべきという立場で討論いたします。

この南部町議会は、TPPを撤退せよという意見書を国に送付した経過があります。これも全会一致でした。町長も何年前になりますか、5年ぐらい前にはこのTPPは誰に聞いても悪いと、国益に反するということを明言されて、町主催のシンポジウムも開いたという経過もあります。そういう南部町では変遷をたどってきたわけですけれども、国が、安倍政権が国会議員の数を頼んで、甘利経済財政政策担当大臣を交渉の担当者にして、その内容も秘密で交渉を進めて、ここに陳情の意見書（案）に書かれておりますように、さまざまな譲歩に次ぐ譲歩を繰り返してきたわけであります。

この農業分野に限らず、広く国内のあらゆるところに影響を及ぼす日本の国益に沿わない内容であることは、だんだん日本国中に広がってきておまして、最近のニュースを聞きましたら、東北5県で農協関係が自民党を支持しない、自主投票という決定をしたというのがニュースになっておりました。農業関係者の怒りは今、頂点に達しようとしておると思っております。そういうことをもう少し冷静にTPPの及ぼす影響を考えれば、私たちは住民の代表として選ばれてここにいるわけですから、今判断すべきではないというような態度は許されないと思います。これはそういう国益にかなわないものをするべきではないということを国にはっきり意見書として送付すべきだということを言いまして、採択すべきの討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、白川立真君。

○議員（1 番 白川 立真君） 白川です。不採択にすべしという立場で討論をさせていただきます。

陳情理由の中にも T P P に加盟、批准をすると地域農業が立ち行かなくなるということを心配されておられます。私は、T P P に加盟しなくてもこのまま行くと地域農業は大変なことになっていくんじゃないのかという角度から心配をしております。

自由貿易 T P P の御先祖様といいますと、関税と貿易に関する協定を設けた G A T T だったでしょう。G A T T がつくられた真の目的は、あの悲惨な第二次世界大戦を振り返り、検証するところから始まります。

例えば資源の乏しい国々がその貧困さゆえ食糧危機に陥り、食料紛争を始めた経緯に学んだことがあります。さらに、貿易を行う国々がそれぞれの国の得意分野を生かし、持ちつ持たれつの相互互惠関係になることで争いの発生しにくい環境をつくることができるということ。これらの目的を達成するため 1 9 4 7 年、加盟国 2 3 カ国でスタートしました。

G A T T はさまざまな物の自由貿易を推進するため、ボクシングのラウンドのように何回も何回も交渉を重ねて妥結点を探していくというものでした。加盟国は徐々にふえ、取り扱う品目も加盟国の増加に比例してふえてまいりました。

1 9 8 6 年からスタートしたウルグアイラウンドでは、農業分野を中心に議論が行われます。日本が聖域としていた米などの分野に大きなメスが入りました。それまでの日本は、たった一粒の米の輸入も認めていませんでしたが、交渉相手国からは電気製品や自動車などを大量に輸出している背景を指摘され、農業分野の中の特に米などを関税化し、その門戸を開くことを強く求めてきました。そして、我が国は輸入米に 7 7 0 % という関税をかけ、関税障壁、壁をつくって守ろうというテクニックで日本の米を守ろうとしたのです。

しかし、関税を高くすればするほどペナルティーとしてミニマムアクセス、M A 米というものですね、そのお米を輸入しなければならなくなりました。また同時に、国民 1 人当たりの米の消費量も従来の約半分に減少しており、1 人平均年間約 6 0 キロぐらいしか消費しなくなり、アメリカの日本への小麦戦略は予想どおりの中しました。

我が国がそれらの輸入政策に対する措置として強化していった政策こそ、減反政策ではなかったでしょうか。この減反政策は、輸入米や消費量が減ることで起こる米価、いわゆる米の値段を一定程度維持することには効果がありました。しかし、生産量や田んぼの生産面積の維持にはつながらず、それを原因とする機械代を含む生産コストは上昇するばかり。よって収入が減少した

農家では米づくりの夢とともに若者は農地から去っていきました。2018年度からこの減反政策は廃止される予定だと聞いております。

現在の日本の稲作農家の状況は、70歳以上の農業者が半数以上を占めておられるということ、後継者としての若者が非常に少ないということ、減反している面積が40%を超えてること、中山間地の農地ほど後継者が少ないということ、日本の米の安全性や品質は世界の米生産国の中でもトップレベルで高く、輸出品目としてニーズが年々上昇しているということ。以上のことから大規模農地集約を行い、また生産コストの省力化を行い、販売価格も外国と競争できる価格まで持っていき、生産者への十分な収入が見込めるベクトルを算出することが、生き残りをかけた日本の米政策にとり、他の選択肢はもう考えられないだろうと思います。

TPPに加盟し批准することは米農業を衰退させると言うが、今日、既に衰退する方向に向かっていると考えています。今後は中山間農地への措置の強化と攻めの農業しか切り開くすべはないと考えています。

と同時に、なぜ日本人はこれだけ米を食べなくなったのか。昭和37年時の1人当たりの消費量の3分の1に激減をしているんです。攻めの農業と消費拡大策を平行して行うことが最重要と考えていますので、このたびのこの意見書は不採択とすべきと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに賛成、反対の討論ありますか。

委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、陳情第1号、TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情にぜひ採択すべき立場から討論いたします。

先ほど賛成、反対の不採択の討論がありましたけども、私は町内をいろんな方と話してるんですけども、こういう声が圧倒的です。もう農業をやる気がない、特に米づくりですね。何で採算が合わんのに米をつくらにゃいけないのかと。最低では、自分とこの食べる分は古ぼけた農機具もあるから自分とこのはそれで確保するけども、何で他人の米をお金も出してつくらないけんだと、そんなばかなことができますかという声がいろいろ上がっております。

先ほど大規模農業でやって国際的にも通用するということはあったんですけども、しかし、大規模就農をやれば今まで農家で家庭的でやっておったところが全部、一部のところに吸い上げてしまう、こういうことになるんじゃないでしょうか。そうするとますます日本の伝統ある家庭的な農業が次々と損なわれていくという、そういう状況だないでしょうか。私は、そのような町内の背景のもとにぜひこれは採択して国会へ陳情のことを趣旨を申し上げる、このことをやるべき

だと思っんです。

特に私が言いたいのは、ことしは参議院選挙が間近にあります、私、今までのことをひもといてみますと、2012年の総選挙で自民党のポスター、よく覚えていただきたい。もう一度思出ししていただきたい。このポスターにはこういうことが書いてありますよ。「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない。自民党」このようなポスターですね。これは大きな詐欺といっても過言じゃないでしょう。過言ではないと思いますよ。私は、特にこの中でTPPに断固反対と掲げておきながら、聖域なきこの関税のことはやるということ。まさにうそつきだないでしょうか。

国会決議に絶対守ると言ったこと、この国会決議の内容というのは何かというと、農産品5品目、このことをはっきりと書いておりますね。米、麦、牛肉・豚肉、そして乳製品、砂糖、このようなことは必ず守るんだということだったんですけども、しかし、守ったということを口にしていようが、そのあたり非常に内容は後退してるんじゃないでしょうか。このようなことを許すことはできないと思います。特に私は、全国的には都市部ではそういうところもあるかもしれませんが、実際農業に携わっていない人はね。しかし、この農村地域の南部町にとっては重大な問題ではないでしょうか。

そして、農業問題ももちろんですけど、ほかにも医療だとかあるいは雇用、それから保険、共済、そういうような政府調達、そのようなことも全てこのTPPの中に含まれております。私は、伝統あるこの地域の人口を確保して、そして将来の農業に希望を持たせるためには、ぜひこれは国会決議の批准はやめて、日本の農業をきちっと将来にわたっても安定的に行うためには、特に南部町では必要なことであるということを強く求めて、このことを批准をすべきでないことを、採択すべきことを求めます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第1号、TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告は不採択でした。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告どおり不採択に決定いたしました。

お諮りします。ここで休憩をとります。再開は13時にいたします。よろしく願いいたします。

す。

午前 11 時 59 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第 8 陳情第 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 8、陳情第 2 号、精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

本件につきまして民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長、米澤でございます。陳情第 2 号、精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書について報告をいたします。

この陳情は、障がい者の交通運賃割引制度の現状につきまして、外部障がい者、内部障がい者、知的障がい者は既に実施をされておりますが、精神障がい者についてはほかの障がい者と同様に、公共交通機関利用のニーズは何ら変わるものではございません。

しかしながら、いまだ J R 等の交通運賃割引制度から除外されたままになっております。やはり精神障がい者についても他の障がい者と同様に、交通運賃割引制度の適用を求める意見書を国のほうに上げるように求めるものであります。

民生教育常任委員会で審査をいたしました結果、全員一致で採択すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第2号、精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり採択とすることに決しました。

日程第9 陳情第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、陳情第3号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題といたします。

本件につきまして総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長、板井隆です。陳情の第3号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について報告いたします。

総務経済常任委員会で審議をいたしました結果、全員一致で採択すべきと決しております。以上、報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。質疑をしたかったんですが、話を聞きますと委員会の中で、そういうこの陳情に対する意見書の項目が4項目ございます。ところが、この内容について審査をされてないということがありましたので、私は、この件について反対の立場で討論させていただきます。

まず、第1番目です。政府は、ワーキング・プアをなくすために、最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。これは皆さん御承知のとおり、この最低賃金というのは各地区によっ

て最低賃金がいろいろございます。鳥取県の場合は693円、最低賃金でございます。東京都が900何ぼだったですかね、1,000円、ちょっと低いぐらいでございますが、この最低賃金というのは、ちょっと読んでみますと、産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業所で働く全ての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。各都道府県に一つずつ全部で47件の最低賃金が定められているということでございます。考えてみますと、東京都、鳥取県と比較しまして、やはり環境が違いますし、それから実情も違ってまいります。そういう中で最低賃金が示されるわけでありまして、そういうことをもってまずこの1番というものは、私は、現在、鳥取県でちょっと調べてみましたけども、693円、最低賃金よりか大体700円から800円、技術指導者の関係になりますと1,000円ぐらいのともありますが、これ以上の賃金を出しておるというのを理解しております。

それから、2番目に、政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。これも先ほど言いましたように、東京と鳥取県では全然実情が違い、現況も違います。ですから、これを統一にするとということになりますと、鳥取県の中小企業の経営者は大変経営が厳しくなっております。厳しくなると自然として経営が行き詰まると、そうすると労働者の働き場所がなくなる可能性もございます。そういうことを危惧するわけです。

それから、3番目に、これは中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現する。これは何とか考えられるかなと理解するわけですが、4番目に、政府は、中小企業に対する代金の買いたたきや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正する。これも私も全然この何のことかわかりませんので、ちょっと書物を見てみました。

ところが、この陳情の趣旨からするとどこを、この法律を改正するのかわかりません。そういうことで私はそういうことが理解できませんので、一応、この陳情に対しては反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これは、この陳情については総務経済常任委員会の中で、全会一致で意見書を上げようというて出てきた議案です。

先ほど井田議員が委員会の中では十分論議しないで決めたというふうにおっしゃるんですけども、私は、この地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の中身と4つの点はごく当然のことだと思っており、賛成してきたことです。

そこで、先ほど井田議員がおっしゃった1,000円以上に引き上げることは、この辺の町村にとっても、鳥取県にとっても、中小業者をだめにしていく無理な話だと言ったんですけど、よく読んでいただいたらわかるように、これは何せ労働組合が企業家、中小業者が対立するような内容で書いてあるわけじゃないんですよ。好循環の実現に向けて最賃の改善と、そのためには中小企業の支援策の拡充すべきだという、私はごく今の国会と安倍政権がやってることにもまともなきちと言え内容になってると思うんですよ。

その証拠に、中に書いてあるのは、安倍さん自身も1,000円のいわゆる最賃は低いということをお認めなんです。それで2020年までには何とか引き上げる方向に持っていきたいと、こういうことの中では加重平均で使ってたかな、加重平均で1,000円に持っていきたいと、ここに書いてあるように、1,000円で統一しろってなかなかなくても、そこまで引き上げるような方向に持っていきたいということをおっしゃるわけなんです。だから、決して地方議会で賛否両論出るような内容で書いてあるということではないということが1つなんですよね。

それと、地域間格差と言いますけれども、鳥取県からしたらすごく当然で、東京と鳥取県が違って当たり前だと言いますけれども、おおよそ経験してる方は、自分の子供がこっちへ帰ってきてほしくても、やっぱり給与が安いこと、ないことが大きな原因になってるということをお考えれば、私はすごく当然なことだと思うということと、3番、4番について言えば、これは最賃だけでなく中小業者の支援策を書いているということをお私は、これは皆さんが納得いくことじゃないかと思うんですよ。買ったたきとか、いわゆる下請いじめというようなことについて言えば、今、法をくぐり抜けてやってるからその整備をしろということで、中小企業の基本法と下請二法、独禁法等を明記してあることだというふうに思うわけです。

このことが出てくる一番の背景には、あんまり安倍さんを批判しとったら余計に皆さんと一致しにくいかもしれませんが、最近のことでは伊勢志摩サミットの後、安倍さんがしゃべった、日本はリーマンショックのときと同じような不況だと言って世界中で笑い物になりましたよね。それは安倍さんが知ってるのは世界のほとんどの国が、主要サミットに集まった国のほとんどが、いわゆる不況だというふうに、世界は不況だということなんですけれども、どこも賃金が上がってるわけなんです、GDPも上がったし。上がっていないのは日本だけだったということですよ。

この日本だけだったのがアベノミクスの失敗だというふうに言ったことを納得するかどうかですけれども、赤旗に書いてあると言ったら信用なさらないので、どこに書いてあるかといったら、朝日新聞、16年2月16日付、3年前の安倍政権と比較して、15年の10月から12月の実質個人消費は年換算で305兆円、第二次安倍政権が発足した12年から1年間見て309兆円

に比べたら減ってるんだということを言ってるわけですよ。それとか、日本経済新聞でも個人消費が落ち込んでいると、実質賃金が前年比の0.9%だということもあるわけなんです。これはどなたが見ても事実なことなんですよね。

これを持ち直していく経済循環の実現に向けていくには、やはりGDPの6割を占めている家庭消費を上げていこうと思ったら、賃金を上げていくことが一番だというのは、これはどなたも納得することやないかと思うんですよ。そこに出てくるのが最賃ですよ。そのことに向けて少なくとも政府の言っている中身を進めていく立場でやろうじゃないかを書いてあることであって、私は、皆さんと意見が一致できると思いますので、ぜひとも御一緒に上げたいと思います。どうぞ井田議員、考え直していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第3号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

委員長の報告は採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案の報告どおり採択することに決しました。

日程第10 陳情第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、陳情第4号、地元企業の優先発注に関する陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。陳情第4号、地元企業の優先発注に関する陳情書について報告をいたします。

総務経済常任委員会のほうで審議をいたしました結果、全員一致で採択すべきと決しております。以上、報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第4号、地元企業の優先発注に関する陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおりに採択することに決しました。

日程第11 発議案第7号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、発議案第7号、「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書を議題といたします。

提案者である真壁容子君から趣旨説明を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 貴重な時間、済みません、「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書を上げたく、皆さんの御協力をお願いし、提出いたします。

.....

発議案第7号

「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成28年6月20日 提出

提出者 南部町議会議員 真 壁 容 子

賛成者 同 亀 尾 共 三

賛成者 同 植 田 均

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

――別紙に意見書（案）をつけています。これはちょっと読み上げさせていただきますが、この内容は、今、全国で、昨年9月19日でしたっけ、いわゆる平和安全保障関連法案、それが

通ってから平和安全保障関連法案を廃止させる全国的な署名活動が展開されています。現在、1,200万署名、1,200万を超えて国会に提出されたと報道されていました。中身は、より多くの方の一致をしたいものですから、その内容を書いています。

「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書（案）

2015年9月19日に参議院で“強行採決”され“成立”した「平和安全保障関連法」は、憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかである。また、憲法解釈を180度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできない。

この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くことになる。

戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていた。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものである。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

1. 「平和安全保障関連法」のすみやかな廃止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

よろしく願いいたします。

論議の中で恐らく以前からの経過では、これを私たちは本当、戦争できる法案になってしまったということに対して、これは平和安全法だという意見が出てきます。今回も恐らくそういう内容で意見が出ると思うのですが、3つほどちょっと指摘させてください。

これがどうして戦争できる法案になったかという中身については討論の中で出ると思いますが、

これまでに戦争をしていくための準備が日本でできているのではないかといって、これができるまでに3つの動きをちょっと言わせてください。

1つ目には、2014年4月1日に、平和憲法の本質に基づくといいやっとなが武器輸出三原則を取っ払ったことでした。御存じのとおりですよ。

その次に何が起きたかというとな、15年、年が変わって2月の10日には、ODA、政府の開発援助ですよ、ここの大綱を大幅に変えて、これまでは非軍事人道支援、民生安定を基本にしていた非軍事を取り払い、いわゆる他国への軍事援助ができることを可能にしてきた、これが2つ目です。

3つ目には、15年度、ことしも大きな問題になってるんですけども、防衛予算の中に大学などでの軍事研究に資金を提供する安全保障技術研究推進制度、これを始まったというんです。これは何かというとな、文科省なんかでも指摘しておりますが、軍と学術研究会ですよ。軍学共同の復活だと言ってるんですよ、戦前への復活だ。こういうことが行われてきた中で、昨年9月にこのいわゆる括弧つきの平和安全保障法案が大幅に改定されてくるという内容になってきたわけですよ。

一連の流れを見ていた外国の国からすれば、日本の国は憲法9条があるのに戦争できる国に準備していったるのではないかと見るのは、今の3つを見てても当然ではないかと思うんですよ。今年度軍事費は……。軍事費、皆さんの中には軍事費はないと、防衛費ですよ、防衛費は5兆円を超えてきました。史上初ですよ。

それと、前日、フランスでは武器の見本市に日本も出ていってると。こういうことが余りにも国民に知らされていないことも大きいと思うんですよ。私は、少なくとも中身を国民に知らせることもそうですが、数の力で踏みにじって、本来憲法違反であることをしてきたということについては、これは皆さんと御一緒に上げていけるのではないかと思いますので、ぜひとも御協力をお願いしたいということで、提案説明を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 白川です。先ほど真壁議員のほうから防衛に関するものが国民になかなか見えないという部分については、本当にこれからは大事な時期を迎えてきますので、公言できるものは国民の皆様にお示ししなければならないというふうに私も思っております。

さきの昨年9月でしたでしょうか、ここでは強行採決というふうに書いてありますけども、安保法という切り口から政府は入られました。これが国民の皆さんには非常にわかりにくかったんだろうというふうに思っております。これは風下から風上に向かう方向なんですよ。私は、風上から風下へ向かう方向で国民の皆さんに示したほうがわかりやすかったんだろうと思っております。それはどういうことかといいますと、憲法の改正です。

何で憲法改正しなければならないのというところは、憲法には自衛権や自衛手段、また自衛の範囲というのが何も書かれていません。自衛の字も出てきていません。ということは、どうやって守るんですかということになる。アメリカと日米安保で守るんですよという人もいらっしゃいます。日米安保というのはどういう権利を使ってやっているの。これは集団的自衛権という権利を使ってやっているんですよ。集団的自衛権という権利はどこから持ってきたの。これは国連に加盟してる国は国連憲章第51条から導き出してきているんだよ。ここには個別的自衛権、集団的自衛権という2つの固有の権利があるんだよ。じゃあ、これで日本は大丈夫なんだねというところで、そうではないんだよ、大丈夫じゃないんだよというところから安保法を切り出してこなければ本当にわかりにくかったと思います。

それと、この数年間見ておまして、主権者である国民の皆さんにおいて独立国としての意識が大分薄くなってしまったのかなということをお心配しております。我が国の領土・領海が侵犯され、略奪しようとする国に対して日本の総力を挙げて防衛しなければならないという姿勢があまり感じられませんでした。このことは、安全保障にかかわる法体系に悪影響を及ぼしていくんじゃないかと心配をしております。さらに、法を守りながら行動する自衛隊のオペレーションにも影響してくるんじゃないかとこのことを心配しております。

ここで重要なことは、国民を守る自衛隊において法の不備により、自衛隊そのものの存在が危機にさらされるということは、国民の命を危機にさらすということになると感じているわけです。

さて、南太平洋に浮かぶ小さな島国、パラオ共和国という国があります。パラオは大変な親日の国でして、国旗は青地に黄色のお月さん。日本が太陽ならパラオはお月さんで、まるで兄弟のようです。お昼のランチの名前は「ベントー」というものもあるんですけど、昨年、天皇皇后が戦没者慰霊祭に行かれました。

そのパラオで2012年、事件が起こります。パラオ領海で違法操業をしていた中国漁船に対

し、パラオの警察は警告を出したんですけど、無視され続け、発砲し、1人を射殺、25人全員を逮捕しました。結果として、罰金2万5,000ドルを中国から取り、釈放しました。この行動こそ独立国の行動だと思います。

では、日本はどうでしょうか。今、我が国周辺の緊張がかつてない高まりを見せている今日、中国や北朝鮮に対する甘い幻想を捨てなければなりません。この60年、自国を自力で守ることを忘れ、他国の保護のもとで、他力本願で過ごしてきた日本のあり方を根本的に変えなければなりません。そして、戦後の敗戦国という呪縛を解き放ち、まだ見たことない新しい日本国へ覚醒するときに訪れようとしています。

ここで、いま一度、我が国の防衛スタイルをわかりやすく紹介したいと思います。若い人も政治に参加してくれますので、ちょっとわかりやすくいきたいと思います。

今、我が国は個別的防衛で守ります。アメリカは集団的自衛権を行使して日本を守ります。いわゆるツーウエーで守るということです。

まず、問題は、個別的自衛権の行使の範囲が余りにも狭く、このような防御では国民の命を失うおそれがあるんじゃないかということをお心配しているわけです。わかりやすく言いますと、戦国時代の籠城のようなものでして、お城に攻めてきた敵または石垣を上ってくる敵にのみ防衛をするわけです。これでは根本的な解決にならない。日本の個別的自衛の根本はここにあるんです。ほかの国ではこんなことは考えられません。敵の戦意をそぐ、排除するというところまでやるんですけど、我が国ではそういうことにならない。何でこんなことになっているのかといいますと、憲法に起因があります。

憲法第9条には、侵略戦争だと想定されている行為はしてはいけませんよと書かれていますが、自衛権や自衛手段は、または自衛範囲については何も書かれていません。防衛の話になるともめるのは、自衛にかかわる明記がないからです。なぜこんなことになってしまったのか、21世紀に生きる私たちは歴史をひもとかなくはなりません。私たちが最高法規としての憲法は、マッカーサー率いるGHQの占領期につくられた憲法だということを思い出してほしいのです。

占領期において日本を守る義務があるのは、アメリカを中心とするGHQです。占領されている日本が自衛権などを明記することは当然にないと思います。日本が敗戦した後、国家主権は奪われます。陸海軍の戦力も奪われます。6年8カ月という空白の時間が日本の歴史にはあるんです。学校では習わないかもしれません。

やがてサンフランシスコにて独立を認めてもらい、今日に至るわけですが、憲法は占領時のまま何も改正されておられません。今、独立国となった我が国においていまだに占領憲法を最高法規

としていることから、防衛に関し、さまざまな不備が生じてきているんです。国民の命を第一に考えたからこそ、安全保障関連法の改正に踏み込んだと考えます。

以上のことから、この意見書は採択すべきじゃないというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 発議案第7号、「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書を採択すべきという立場から討論をいたします。

安倍首相は、戦後レジームの総決算と言い、今回施行された憲法違反の「安保法制」を強行成立させました。そもそも安倍首相の言う戦後レジームとは何でしょうか。日本がさきの戦争で負けて、軍事力を持たない憲法を制定しました。日本国民はもちろん、アメリカも望んだことでした。

しかし、1948年から49年にアメリカ政府の方針転換があり、日本の限定的再軍備をアメリカの統合参謀本部が決定いたしました。それを受ける形で警察予備隊、自衛隊と形を変えてきました。この限定的再軍備という方針は日本国憲法に反し、当時の連合国の対日基本政策の定めたポツダム宣言と矛盾していることをアメリカの参謀本部自身がわかっていたと言われています。ですから、憲法9条を変えたいと初めに望んだのは自衛のためではなく、アメリカの対日政策が出発点だということです。

軍事優先の安全保障は、日本の安全にとって有害と考えます。少し前になりますが、2005年の防衛警備計画は、北朝鮮、中国、ロシアの3国を日本の脅威対象国と想定しています。このように一定の軍事力を持つ自衛隊が仮想敵国に近い位置づけをして日常の仕事をしていること自体が脅威を生む根源となり、国民の安全保障上、有害と考えます。

A S E A N諸国では、全ての問題を外交交渉で解決する枠組みが確立されています。そして、中米のコスタリカは軍事力を持たないという国づくりで自国の安全保障を確立しております。

憲法9条を世界はどのように見ているのでしょうか。湾岸戦争のとき、日本は多国籍軍支援のために大きなお金を出しましたが、アメリカ政府からもマスコミからも戦争への貢献が余り評価されませんでした。いざというとき、血を流せる普通の国になろうという議論が盛んになりました。そして、今また一部の人が言っています。世界的に活動されているNGOや民間の貿易関係者の多くの人々が、戦後の日本は戦争をしないという憲法をつくったということが信頼関係を結ぶ根源となっていると言われています。日本の憲法9条にノーベル平和賞を送られるのではないかと、というニュースを聞かれたことがありますか。

日本国憲法前文を少し抜き読みしてみますと、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とうたっています。

私は、この憲法を守るという立場で、今回の平和安全保障関連法は違憲なものでありますから、この廃止をするべきだという意見を述べまして、討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。（発言する者あり）

原案に反対ですね。（「反対」と呼ぶ者あり）

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 私は、この発議案ですか、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

皆さん御承知のとおり、これに関連した「平和安全保障関連法」の廃止を求める陳情が昨年度、27年度の9月定例会で本議会に提出されました。本議会はこの時点で不採択と決意いたしております。これがまず1点。

それから、この意見書を見ますと、戦争法とうたっていますが、皆さん考えてください。どこの国が戦争するために法律を制定するのでしょうか。私は、そういうことは考えられません。

今、世界情勢を考えてみますと、やはり中国の南シナ海、それから東シナ海進出、特に北朝鮮の核開発の問題が頻繁に起こっております。こういう情勢の中で安保法案のしっかりとした制定をして、そして抑止力を高めて、そして私は、一番大事なことは日本の外交努力をすることだと思っております。外交力を高め、戦争が起きないようにするだろうというのが私の理解しているところでございます。そういう中で、この戦争法というのがいかなものかなど、戦争法案とかいろいろ言っておられますけども、しつこいようですけど、どこの国が戦争するための法律をつくるのでしょうか。それをもって私は、この意見書に対して反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 提案に対していろいろ御意見出していただきまして、討論になって、こういう時間が持ててありがたいと思っております。

1つには、先ほど井田議員がおっしゃった外交努力を高めていくということですよ。私たちはそれには賛成で、外交努力を高めて戦争起きないような国際情勢つくっていくということについて全く賛成であり、その点については意見が一致すると思えます。

これを先ほど戦争法とおっしゃっていましたが、その前に白川議員がおっしゃった自衛のために書いてある憲法にはないということと、自衛のために今回は安全保障法案を拡大していったということをおっしゃっているんですね。私は、仮に国会で自衛のためだというのであれば、もし範囲を限定するので狭いというのであれば、自衛する範囲を限定してちゃんとする法律をつくったらええんと違うんでしょうか。どうして安全保障法案という名前で集団的自衛権を個別的自衛権に持ち出してきた、集団的自衛権がなければどうして自衛が保てないのでないでしょうか。私は、矛盾してると思うんですよ。自衛をするというのであれば、個別的自衛権が範囲が狭いのであれば、それを広げていくためによその国と交渉すればいいことであって、集団的自衛権、持ち出してくる必要はない。集団的自衛権を持ち出すのは、何よりも自衛のための戦争ではなくて、集団的というのは仲間がやられたときにどこであろうか行くというのが集団的自衛権ですかね。それを今回つくったんだから、そういう意味では、この安全保障法というのはまさしく、井田議員が反対していますけども、どこの国に行っても戦争できるという名前だから戦争法だと言ってるんですよ。

それと、江戸時代のお城は際まで来ないと反撃できないんだと言うけど、個別的自衛権ってそういうものなんですよ。よその領域に踏み込んで武力を発揮することは、これはよその国にすることになりますからね。そもそも自衛権というのは最低限のところを守るということが自衛権ということと、もう一つは、戦国時代は殺し殺されるかの歴史だったんだけど、今は井田議員のおっしゃるように外交努力をすることによって国際平和、保っていこうという21世紀に来てるわけですよ、2つの大戦を踏まえて。そういう人類の歴史と世界の国民の知恵の到達点を踏んで選択していく必要があるんじゃないかと思うんですよ。

それと、もう一つは、今回、何で廃止を私たちが一緒に求めたいかという、緊急という点でいえば、自衛隊が今、日本から2つ、南スーダンとジブチでしたっけ、行ってますよね。南スーダンで言えばPKOなんですよ。PKOに参加できると決めたものですから、ここに駆けつけ警護もできるようにすると言っています。行くことは時間の問題だし、行くこともそうだし、そこで何が起こるかという国内紛争が起こってるもんですから、もしかしたら犠牲が出るかもわからない。

そこで先日、私、元我孫子市長の福嶋浩彦さんという方に話を聞いたんですよ。その方がこの安全保障のことをどう言ったかという、仮に南スーダンに行って自衛隊の方が不幸にも命を落としたとする。とすれば、日本国民の感情はどうなるだろうかという話をなされたんですよ。

アメリカの9.11の背後ですね、ここの国際交流員で来たローリーさんでしたっけ、あのア

メリカ9.11後のアメリカには本当におれないぐらい愛国主義が広がって、ブッシュを批判するような者はアメリカおれないような国になってしまったというように、日本ももしかすれば自衛隊員にも被害が出た場合、私たちが今、国民の多数が言ってるようなこういうやり方やめようというような、安全保障法案やめようという声が出にくくなる状況ができるのではないだろうか、そのことが一番怖いと言ってたんですけども、私もまさしくそうなんだろうなと思うんですよ。私たちは地方議会に携わる者ですけれども、もし仮にいざ異常事態となった場合には、日本海にある鳥取県がどうなのかというような皆さんも、北朝鮮とか中国のことは思っていると思いますが、そうじゃなくても自衛隊の方々が南スーダンに行くとき、命を落とすかもしれないというときに私たちはこの声を地方議会からも上げていかなくてもいけないのではないのでしょうかということをお願いいたしますよ。

それで、聞いてたら、井田議員も白川さんも含めてみんな戦争には反対なんですよ。本当に戦争したらいけないと言ってる。であれば、これは見方の違いかもしれませんが、今の政府の出されてる安全保障法というのはどういう内容なのかということ再度、私は勉強する機会も持っただきまして、声を上げていく機会ができたと思うんです。今回はとりわけ自衛隊が海外で戦争に巻き込まれる危機があるかもしれないというときに、何としても一度廃案にして本来の日本の安全保障はどうあるべきかということ国会や地方議会も含めて審査していけるような時間持っていこうということと一緒に声を上げたいと思っておりますので、ぜひとも御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第7号、「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は、否決されました。

日程第12 発議案第8号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、発議案第8号、保育士等の処遇改善のさらなる充実を求める意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員会副委員長、板井隆君から趣旨説明を求めます。

議会運営委員会副委員長、板井隆君。

○議会運営委員会副委員長（板井 隆君） 議会運営副委員長の板井隆です。発議案第8号、保育士等の処遇改善のさらなる充実を求める意見書について報告いたします。

.....
発議案第8号

保育士等の処遇改善のさらなる充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成28年6月20日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会副委員長 板 井 隆
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
――はぐっていただきまして、意見書（案）を読み上げます。
.....

保育士等の処遇改善のさらなる充実を求める意見書（案）

世間に類を見ないスピードで進行するわが国の少子化は、生産年齢人口の減少のみならず、将来の経済規模の縮小も懸念され、社会の存立基盤に大きな影響を与える重要な課題となっている。

このような中で、就業形態の多様化による社会の変化に伴い、保育園（所）入園希望者は増加しており、また、育児相談をはじめとする地域子育て支援など、多様なニーズに応える保育園等の役割は年々大きくなっている。

ところが、保育園の現場では、実態に合っていない保育士配置基準による労働条件の厳しさや給与水準の低さから人材確保が困難な状況が続いており、保育の質の向上や人材確保を図るためには、保育士等の処遇改善に向けた対策の強化が早急に必要である。

今年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、幼児期の教育や保育、子育て支援の「量的拡充」や「質の改善」等を進めていくこととなったが、制度の円滑な実施に必要な財源の目処は立っていない状況にある。

よって国においては、子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」は車の両輪であることを踏まえ、保育士等の配置の改善や給与の改善を早急を実施すること、そのために必要な財源を安定的に確保されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、少子化対策担当大臣

.....

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第8号、保育士等の処遇改善のさらなる充実を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....

日程第13 発議案第9号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、発議案第9号、精神障がい者に対する公共交通機関の交通運賃割引の適用を求める意見書を議題といたします。

提案者である民生教育常任委員長、米澤睦雄君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長の米澤でございます。

.....

発議案第9号

精神障がい者に対する公共交通機関の交通運賃割引の適用を
求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成28年6月20日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 米 澤 睦 雄
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

――別紙を読み上げます。

精神障がい者に対する公共交通機関の交通運賃割引の適用を
求める意見書（案）

国の障がい者支援施策においては、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの三障がいの一元化が基本的な方向性であるが、鉄道や航空機等の公共交通機関における運賃割引制度の適用については、身体障がい者及び知的障がい者は対象として適用されているものの、精神障がい者は除外され、障がいの種別によって支援の内容に差があるのが現状である。

地域で自立した生活を送ることは、精神障がい者本人や家族の切実な願いであるが、障害基礎年金と就労支援施設等から受け取る工賃により生計を立てている多くの精神障がい者にとって、通院、通所、その他日常生活での活動のための交通費の負担は重く、自立や社会参加の妨げとなっている。

平成26年2月、我が国は障害者権利条約の締結国となり、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化される中で、本年4月には障害者差別解消法が施行されたことも鑑みれば、精神障がい者のみが交通運賃割引制度の対象から除外されている現状は、早急に改善されるべきである。

よって、国においては、鉄道をはじめとした全国の公共交通事業者による精神障がい者への交通運賃割引の適用が速やかに実現されるよう、適切な措置を講ずることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第9号、精神障がい者に対する公共交通機関の交通運賃割引の適用を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第14 発議案第10号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第14、発議案第10号、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、板井隆君から趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君）

.....
発議案第10号

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と

中小企業支援策の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成28年6月20日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 板 井 隆

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
別紙意見書（案）につきましては、三鴨副委員長のほうから朗読をしていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 2番、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） 読み上げます。

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と
中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・ペアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすことは理論的には正しい。

2015年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給907円、鳥取県は最も低い693円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万～150万では、人間らしいまともな暮らしはできない。また地域間格差も大きく、本県と東京では、同じ仕事をして時給で214円も格差があるため、若い労働者の県外流出を招いてしまっている。

安倍首相は、昨年11月の経済財政諮問会議で「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認めつつ、「2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした「政労使合意」が成立している。「毎年3%程度」では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけである。

世界各国の制度を比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。“最低賃金1,000円以上”は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万以上が普通である。高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。そのために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じて最低賃金引き上げを支えている。日本でも、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることのできる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を強く求める。

記

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げる
こと。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援とし
て、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふ
まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長

.....
以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。先ほど陳情3号について、井田、私は反対を
いたしました。この中で先ほども言いましたように、2番と4番に対しては、私はちょっと理解
ができません。特に4番のこれ中小企業憲章を踏まえて私も資料をとって勉強してみました。そ
れ踏まえて中小企業基本法、下請二法、独占禁止法、これも書物を読みました。これ何を改正し
たいのかわかりません。私自身が理解できないものはできません。前もってそういうことをもっ
て反対いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 発議案第10号については、賛成の立場から一言述べさせていた

だきたいと思います。

国のほうも今、初めて同一賃金、同一労働を目指す、このように言っておりまして、要は都会から地方に人が呼び込みやすいように、また地方でも元気に企業ができて生活が安定するように今、国のほうも動いておりますので、こういう陳情を出して国の支援を受けながら中小企業が元気になり、また賃金も上がって生活が豊かになるようなことの陳情であると思っておりますので、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第10号、地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

日程第15 発議案第11号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、発議案第11号、地元企業の優先発注に関する意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、板井隆君から趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君）

.....
発議案第11号

地元企業の優先発注に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成28年6月20日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 板 井 隆
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
副委員長のほうに町長に対する意見書提出を読み上げていただきます前に、行財政改革推進室の三輪室長のほうから、実は委員会を開催する前に27年度の状況についてお忙しい中、調べて

いただきました。補足にこれちょっと説明してから意見書のほうを読み上げていただきたいと思っています。27年度の予算と、それに対する町内発注額について調べていただきました。

最初に、工事請負額ですが、27年度の予算額、補正を含めて5億772万3,000円です。それに対して町内発注額は2億9,375万8,000円強でありました。率からすれば57.9%になります。あと残りについては大型事業が、ケーブルテレビのデジタル化や西伯病院のほうに設置されました太陽光等々大型事業がありまして、町内に対する発注は約58%。予算に対してもそれ相当のものも出ていると思います。

次に、施設修繕料です。27年度の予算5,659万円に対しまして、町内発注額は2,469万5,000円強でありました。発注率は43.6%です。以外の事業につきましては、専門性のあるところ、例えば上下水道の関係の機械の修繕、修理等々専門的なもの、町内の事業所では対応できない部分について町外のほうに発注しておられる傾向になっておりました。

最後に、備品修繕料です。こちらは予算のほうが819万8,000円に対しまして、町内発注額は107万1,000円と、13.1%の町内業者に対する発注額でした。こちらのほうをもう少し詳しく説明しておきますと、備品修繕につきましては特に専門性の高いものがある。例えば給食センターの備品関係、また小学校、中学校などの楽器の修繕等、そういったものは専門的になってきますので、どうしても修繕料も高くなってくる。また、町内では対応のできないものが多々あったということで、発注率は13.1%と低かった中にそのような理由のほうがありました。

そういったことも含めて副委員長のほうから意見書のほうを読ませていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 2番、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） 意見書（案）を朗読いたします。

地元企業の優先発注に関する意見書（案）

わが国経済は、アベノミクス効果による企業業績や景況の改善がみられるものの、地域の中小零細企業は依然、厳しい経営が続いている。

また、特に公共事業の減少に伴い、建設業者の経営状況は大変不安定であり地域経済に大きく影響を及ぼしている。

しかしながら地元企業は、地域に密着した経済活動により、雇用の維持創出や地域コミュニティーの形成など地域活性化に努め、又、地元や地域の力を結集し、祭りやイベント、ボランティ

ア活動の担い手として地域を守り、貢献している大きな存在である。地元企業の衰退は地域の衰退に繋がる大きな要因である。

地元企業自らが経営意欲を喚起し、創意工夫を重ね、持てる力を発揮するなど自助努力が必要なことは言うまでもないが、現状を鑑み、地元企業の維持と育成のため、下記の事項について強く要望する。

記

1. 町発注事業について、地元企業への優先発注。
2. 町外業者は受注した場合、町内下請業者を使う旨の徹底。
3. 町および町関連施設における物品購入の地元企業、店舗への優先発注。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年6月20日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

南部町長

.....

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第11号、地元企業の優先発注に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第16 議員派遣

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、議員派遣を議題といたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の景山浩君を派遣したいと思います。

お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定いたしました。

日程第17 議長発議第7号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、議長発議第7号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会副委員長、板井隆君から、閉会中も本会議の日程等議会運営に関する事項について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。副委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会副委員長、板井隆君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

日程第18 議長発議第8号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第18、議長発議第8号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、杉谷早苗君から、閉会中も議会広報などの編集について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、杉谷早苗君から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

日程第19 議長発議第9号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第19、議長発議第9号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分調査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続調査の申し出がありました。委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第4回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成28年第4回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後2時10分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6月13日に開会以来、本日までの8日間にわたり、補正予算、条例の制定等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここに全ての案件を議了いたしました。極めて妥当な結論を得ましたことに対し、議員各位の御努力に深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、町長を初め、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対し、感謝を申し上げます。

なお、今期定例会を通じて議員各位から述べられました一般質問、質疑、また意見、要望等につきましても、町政執行に際しまして施策に反映されますように要望する次第であります。

これから本格的な夏を迎えるに当たり、皆様方におかれましては健康に留意され、ますます御活躍をされますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。本日はありがとうございました。

町長挨拶

○町長（坂本 昭文君） 平成28年6月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は6月13日に開会となり、本日まで8日間にわたって開催され、平成28年度一般会計補正予算を初め、4議案について御審議をいただき、全議案ともに原案どおり御承認を賜り、まことにありがとうございました。

6月14日、15日には、7名のお方より一般質問をいただきました。10月の町長選挙への不出馬を表明しましたのに、7名もの議員様から一般質問をいただくということは、まだまだ期待を寄せていただいているものと受けとめまして、最後まで全力を尽くして任期満了を駆け抜けることをお誓い申し上げます。

内容については、教育行政について、子供の貧困対策について、なんぶ創生総合戦略について、CCRCについて、南部だんだんエナジー新電力会社の設立についてなど、今日的な町政の最重要課題についてでありまして、まことに時宜を得たものと受けとめました。

それぞれにお答えをいたしました。議論のかみ合わなかった部分もありました。御指摘は謙虚に受けとめつつ、結果において満足していただけるように責任を果たしてまいりまいる所存でありますので、何かと御指導いただきますようによろしくお願い申し上げます。

さて、今月22日には参議院選挙が公示となり、国政上のさまざまな課題を争点として戦われます。本選挙は、鳥取、島根を合区として、さらに公職選挙法の改正により、18歳より選挙権を付与して執行される最初の選挙であります。今後の我が国のあり方を左右する重要な選挙ですから、町民各位にはこぞって選挙権を行使して政治参加してまいりましょう。

いよいよこれから暑くなりますけれども、各位には健康には十分に注意をしていただきまして、議員活動を通じ、町政の発展に御尽瘁をいただきますようお願いを申し上げます。お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。
